

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 52

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 rakuraku@dream.jp

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2024年1月10日

目次

1P … 金閣寺

2P… こども家庭審議会の3つの答申

3～4P … いよいよ報酬改定の年 2月の改定案が出る前に／障全協交渉報告

5P … 障全協交渉での訴え

6～7P … 「こども誰でも通園制度」に潜む危うさ

8P … 京都の取り組み：療育ネットワークの結成

9P … 大阪の取り組み：保育・療育の関係者で手をつなごう

10P … 保育実践・療育実践交流集会案内

金閣寺

「早く、速く！」と元旦からずっと叫んでいました。1日の夕方、京都でも結構な横揺れ、「はやく収まって！」と願いながらつけたテレビが伝える北陸地方の震度に驚きました。亡くなった方の数は日に増えています。私たちの仲間や家族はどうしているか、人工呼吸器や吸引など電源を必要としている人たちはなど、次々と不安や心配が胸を締め付け、「早く助けて」と願うしかできないものかしさを感じています。

昨年でも世界では子ども達が犠牲になる戦禍がやまず、一日も早い平和を願ってきってから2年越しの「早く」は今また深刻さを増しています。能登地震被災地への一刻も早い救援物資の搬送や被災者救済を願い、自分にも出来る支援を『早く』届けたいと考えます。

今回みなさんに送るニュースは、これからの子どもたちにかかわる国の施策の方向や課題、事業運営にかかわる報酬改定についてなど大切な内容が満載です。子どもたちの発達や療育を守るための取り組みや研修会開催の情報も紹介しています。

今年も、支援が必要な親子に、必要な時に早く、安心して療育のネットワークにつながる仕組み、実践を豊かにする取り組みを、このニュースを通して届、太くつながっていききたいと思います。よろしく願います。

事務局長 池添 素

こども家庭審議会の3つの答申

副代表 近藤 直子

12月1日に開催された「こども家庭審議会」において3本の答申が確認されました。そのうちの1本、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」の審議経過は本ニュース51号に紹介しましたが、その後10月22日めで「素案」に対するパブコメが募集され、こども・若者から6件、一般から77件の意見が寄せられ、その概要は10月30日に開催された第8回の部会資料として、こども家庭庁ホームページに掲載されています。

「一般のパブコメのうち、内容修正に反映された意見が9件ありますが、そのうちの4件は私の意見です。何と高い採択率！その中の最も重要なものは、「答申」3頁の2つ目の〇〇〇安心してこどもの笑顔や成長を喜び合うことができる社会を、全ての人と共につくっていくことが、政府の責務である」の部分です。元の文章は「政府に期待される」となっていたので、日本国憲法13条、25条2項に基づき「社会的使命を果たすことが政府に求

められる」にすべきとした意見が活かされたものです。これからの運動につなげていきたいと思います。

この「ヴィジョン」については、子ども関係者で学び合い検討すべきと考えていますが、答申の冒頭に「こどもは生まれながらにして権利の主体である」ことが掲げられていること、3頁に「命と尊厳と権利が護られる社会」「乳幼児の思いが受け止められ、社会への参画が応援される社会」「乳幼児と保護者・養育者が安定したアタッチメントを形成できる社会」「人や場との出会いを通して、豊かな遊び体験が保障される社会」の実現に寄与することを目指すことが示されていることは重要です。5頁にはこのヴィジョンが「多様なすべてのこども一人一人をひとしく対象としている」こと、特に「障害児については、他のこどもと異なる特別なこどもと考えるべきではなく、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもととらえることが大切

であり」「周囲の環境（社会を整える視点も重要」と記されています。乳幼児期の障害児への支援に関しては、医学モデルが強く作用している地域もあると思われるが、9頁にある（乳幼児の思いや願い）「安心して」「満たされたい：愛されたい、抱っこして欲しい、関心を持つて欲しいなどの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらおう」「かわつてみたい」「遊びたい」「認められたい：周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在や意思・ペー

スを認めてもらう」を踏まえた支援を、「育てにくい子」も障害児も受ける権利があることを学び合い、子どもの願いを踏まえた取り組みとそれを可能にする条件を検討していきたいものです。

6ページで書いた「こども誰でも通園制度」は、「安心して」「満たされたい」という子どもの願いに果たして沿ったものと言えるでしょうか。親子がゼロ歳児期から、ともに楽しい体験をし、安心して満たされることで世界を広げ仲間と出会っていく、そんな実践をみんなで創造していきたいものです。全通連で出した新刊も活用して、各地で保健師や保育関係者、そして保護者と共に学習会を開催し、学び合い意見交流したいですね。

※「答申の文章」を一部省略しています。原文を読んでください。

いよいよ報酬改定の年 2月の改定案が出る前に

副代表 中村 尚子

2021年度の報酬改定から3年が経過し、24年度が迫ってきました。気になるところですが、具体的な像が明らかになるのは2月です。

書見通所支援検討会やこれまでの報酬改定検討チームの議論から見えてくることをいくつかまとめてみます。

報酬改定のたびに複雑になりますが、今回はこれまで以上に新しい「考え方」が持ち込まれます。障

○こども家庭庁になっても…
まず予算全体ですが、年末の財務省との折衝で、障害福祉サービ

スの報酬改定率は1・5%と報じられました。この数字は処遇改善等予算も含んだもので、実際の報酬関係では1・12%、ほぼ横ばいです。成人も含めたこの改定率。それぞれの事業でどう加減されるのかに注目が集まります。

もちろん報酬改定の子細は放っておけない事項ですが、そもそも障害児支援課がこども家庭庁に移ったというのに、国の予算面では障害福祉サービスの報酬制を強いられていることの理不尽さを、持ち込ませない会は訴え続けなければならぬと思います。報酬制というのは、「子どもが福祉サービスを利用した(センターや事業所に通った)実績に対して支払われるもので、発達支援という事業を公的に支えようという考え方に立っていない制度だということ」です。

○検討会の議論が報酬に反映する?

報酬改定案が明らかにになるときに、基本報酬額だけでなく確認すべきポイントがあります。以下、報酬改定検討チームによる12月6日のまとめから、障害児通所支援に関係する事項をいくつか紹介します。

中核的機能の報酬反映

まず児童発達支援センターの基

準と報酬です。障害児通所支援が始まったときから続いてきた福祉型、医療型を一本化するだけでなく、「難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う」とあります。基本報酬は「現行の福祉型(障害児)を参考に設定」、障害特性・障害の違いに応じた支援は加算となると考えられます。たとえば、難聴幼児のなかで、「人工内耳を装着している児に支援を行った場合」「重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合」は評価するというのはその例かなと思います。

現行の福祉型の4対1の職員配置の検討についてはいまのところ不明です。

(推測の域を出ないことをお断りしつつ)「中核機能の発揮を促進する観点から:4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う」とありますから、「ここには基本報酬の階段が設けられるでしょう。さら

にセンターが未設置の地域等で、「センター以外の事業所等が中核的な役割を担う場合に:一定の評価を行う」とあるので、児発事業所の中にも「階段」ができるのではないかと考えられます。

総合的な支援と特定領域への支援

ここは日々の実践と業務に一番関わる部分かもしれません。児発と放デイも、5領域を全て含めた総合的な支援を提供することが原則とされ、事業所の個別支援計画等において、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」とのつながりを明確にすることが求められます。「未実施の場合の報酬の減算を設ける」そうです。

○療法だけを実施する事業所

が消えるのかと思わないでもありませんが、逆に現在数多ある○療法のところは、なんとか総合的な支援を実施している書類を整えれば生き残れるともいえます。今度の報酬で専門的支援加算及び特別支援加算が統合されるという改正がされる予定なので、「専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価する」とになります。肢体不自由のセン

ターのPT訓練などはこれで維持されるという構想だと思われます。同時に、○○療法の事業所も存続できることでもあるかなと思います。

支援時間による区別

さわめて短時間の支援と長時間の支援の報酬が同じということは財務省からもずいぶん指摘されています。また検討会や報酬改定検討チームのヒアリングで介護事業者連盟が「短時間でも有効な支援がある」と主張して注目されたことで、この点では「極めて短時間の支援は算定対象から原則除外すること」が明記されました。あわせて、個別支援計画に支援時間を明記し支援時間による報酬区分を設ける方向です。この「極めて短時間」がどのくらいになるのか、2月を待つしかありませんが、企業系のセミナーでは「対策講座」が行われているようです。

ケアニーズの高い子どもへの支援

先にふれたように、障害種別をこえた「児童発達支援」の枠組みになるので、「一律になったら困る」「手厚い支援を求めている子どもがいる現実に対応するために、これまで以上に複雑な加算が組まれるのではないかなと思います。そうしたなかですが、児童発達支援の個別サポート加算(Ⅰ)は、基本報酬に包括化して

評価」とあるので、加算児の調査は廃止されます。つづけて、「著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う」とあり、具体的にはどうなるのか。国の施策上、強度行動障害が重視されているので、その動向を見発にもちこむということかなと思います。

以上、児童発達支援を中心に、報酬改定検討チームの結論を簡単に紹介しました。ほかにも、「インクルージョンの推進」の項目からは、保育所等訪問支援に細かい「義務づけ」が導入されるだろうことがわかります。どんなに縛りを強めても、保育園等での実践をともにつくりあげていく観点がなければ、子どもが育つ土壌を耕すものにはなりません。詳しくは、ホームページを参照してください。やや大きく制度が変わるときは、地域格差も広がるように思います。私たちのネットワークを広げ、語り合える場を大事にしていきたいです。

厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36775.html

障全協中央行動 こども家庭庁との交渉2023年 11 月 27 日(月)

こども基本法が施行され、障害児支援を担う部署がこども家庭庁に移管されたために、今年度からはこども家庭庁との交渉となりました。交渉には、児童発達支援・放デイの職員や団体職員が全国から参加しました。

2024 年度児童福祉法が改正されます。児童発達支援センターは地域での中核的な機能を求められています。来年度以降どのような役割を地域で担っていかなくてはいけないのか、報酬はどうなるのかが明らかになっていないなかで現場はそれぞれのセンターの運営の仕方を検討しなくてはなりません。要望では、児童福祉法施行の進捗状況や次期報酬改定の焦点などを聞きましたが、答えは児童発達支援センターの4つの中核機能などすでに知らされている情報ばかりでした。また、利用者がニーズに合わせてサービスを組み合わせられるように日払いの方式となっているという説明はずっと変わりません。参加者からは、重症心身障害児は体調不良や病院で欠席することも多く、日額制では運営が不安定になるということが訴えられました。さらに、現在の「個別サポート加算Ⅰ」に関しては就学前の子どもの支援にそぐわないこと、「個別サポート加算Ⅱ」は実施自体が現実的ではないことを伝えましたが、個別サポート加算の根本的な見直しには至らずに「適切な運用が行われるように」との回答でした。

医療的ケア児が児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する場合、当該ケアについての指示書が必須となっている実態があります。「原本」が求められ、医師の指示書は有料で、複数必要な場合には負担が増えてしまいます。広島に参加者から、費用負担の実態が保護者の手記を通して訴えられました(本紙5ページ参照)。要望の答えとしては、「指示は必要だが、形態までは国は定めていない」「どのような資料を求めるのかは自治体による」とのことでした。自治体により格差が生じることはおかしいことです。

現在検討されている「こども誰でも通園制度」(仮称)において、低年齢児の保育には高い専門性に加えて、「育てにくさ」のある子どもの保育に関して相当の経験が求められます。「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」の「議論の整理」において、「障害のあるこどもへの対応」について「障害のあるこどもを受け入れる体制の整備」の記載があります。受け入れ体制の整備の内容や障害の重い子も対象なのかについて質問しました。また、児童発達支援センター等でのこの制度の実施について慎重になるべきとの意見が出されました。回答としては、本制度は、障害の有無にかかわらずすべての子どもを対象にしており、「オーダーメイドの支援」をしている児童発達支援センター・事業での実施は有効。試行事業の在り方検討会には児童発達支援センターを運営している関係者も参画しているので意見を伺っていきたい。現在 150 の自治体で試行的事業を行っているので、出てきた課題をさらに検討していく、とのことでした。質を担保できるのかといった懸念に関しては、基準などについても今後検討していくとのことでした。この制度では、複数の事業所に預けることも可能となっています。「関わる保育士も変わり、子どもにとっては迷惑なことではないか」「なぜ保護者と子どもと一緒に来れる場所を増やさないのか。保護者への支援は、ただ子どもと離れたらいいだけではなく、向き合ったり理解したり、次に療育につながったり…ただ預かるだけでは育てにくい子どものサポートにはならない。意味のある預かりの制度になってほしい」という意見が出されました。

実践現場での矛盾、何より真に子どもにとって、保護者にとっての視点で何が大切なのか、どのような仕組みが求められているのかを伝え続けていく必要性を強く感じた交渉となりました。(寝屋川・安藤史郎)

成長とともに費用負担が発生する仕組みを変えてください

～障全協政府交渉での訴え～（広島のパロネーターから）

娘は4番染色体異常で生まれ、いまは特別支援学校の5年生、今日がお誕生日で11歳です。合併症として、てんかん、肥大型心筋症、腸管機能の低下があります。

生後10カ月のNICUでの入院を経て、家での生活が始まりましたが、1歳で咽頭分離術、気管切開、3歳で胃ろう造設、ストマ造設、6歳で大腸バイパス術と、大きな手術を繰り返し、幾度も命の危機を乗り越えてきました。成長とともにケアの内容も変化し、いまは人工呼吸器、在宅酸素、モニター、気切管理、吸引、吸入、注入、パウチの交換、ガス抜き、内服等、医療的な機器とケアが娘の生活には欠かせません。てんかん発作や筋緊張発作もあり、常に見守りが必要です。

◎みんなで紡いでいる娘の生活

支援学校への登校は、学校が居住の町になく通学も負担になるため週2日にし、週4日は家の近くの放課後等デイサービスを利用しています。上に中学1年生姉、下に小学校3年生の弟もいて、それぞれの子どもたちの学校行事や用事もあるので、放課後等デイサービスがなかったらうちの生活はとても回りません。娘も慣れたデイサービスではリラックスして過ごし、体調に合わせてさまざまな経験をさせてもらっています。スタッフの方は、娘の目の動きや表情で娘の気持ちを汲み取り、体調の小さな変化にも気づいてくれます。本当にデイのスタッフさんには感謝しています。

その大切な放課後等デイサービスの利用のためなので、医療的ケアスコア表や医療的ケア指示書も、毎年提出しています。ケア内容が変われば指示書は変わるので、必要であれば年度の途中でも提出します。病院によりますが、3,000円から4,000円くらいかかります。娘は、この11年間もそうでしたが、これからも成長とともにケア内容の変化はあると思います。

◎なぜスコア表・指示書の費用を負担しなければならないの？

医療的なケアを必要とする子の子育ては、お金がかかります。ガソリン、電気代が高騰していますが、娘の生活には移動にも大きなバン型の車が必要ですし、電気を節電することもできません。衣類や身の回りの生活用品も既製品ではだめなので、他の兄妹のように量販店で買うこともできません。制度を利用するための診断書や意見書もすべて有料ですし、成長とともに作り替えるバギーや座位保持、装具等も負担金があります。

こうした負担を軽減するために、福祉サービスの利用は、世帯の収入に応じて負担上限があると思いますが、その福祉サービス利用のためのスコア表や指示書が利用者負担なのはなぜなのでしょう。18歳になり大人のサービスに切り替わるための区分認定の際、診断書は無料と聞きました。同じようにサービス利用にあたっての個人の負担金はなくしていただきたいです。

娘には、いまのまま、娘のペースで生活し、ずっと元気でいてもらいたい、家族みんなで仲良く暮らしていきたいです。

「子ども誰でも通園制度」に潜む危うさ

副代表 近藤 直子

1 「子ども誰でも通園制度」はいつ登場したの？

「子ども誰でも通園制度」。6か月から2歳児までの未就園の子どもは、誰でも保育園等を月10時間利用できるようにするという制度ですが、児童発達支援も利用対象とされています。「なぜこの制度が出てきたの？」と疑問を感じている方もいるかと思えます。

私に関与している母子保健分野では、厚労省「健やか親子21、第2次」で虐待予防と「育てにくい子への対応」が重点課題と位置付けられました。が、ゼロ歳児の虐待問題の改善が見られないことが問題となり、虐待防止のためにも母子保健と児童福祉施策の連携の重要性がいわれ、訪問型の支援の強化が提起されるとともに、児童福祉法及び母子保健法が改定され、自治体に「子ども家庭センター」の設置が位置づけられました。その過程では「子ども誰でも通園制度」は課題に上がっていませんでした。

未就園児への支援に関しては、2

023年3月1日の「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究報告書概要」を見ると、一時預かりや子育て支援拠点などの地域の子育て支援につなげることが提示されているにとどまっています。

保育所施策との関係では「地域における保育所・保育士のあり方検討会」答申で、少子化が進む地域での施策として「3歳未満児の一時預かり事業促進」「児童発達支援との併設」等がいわれましたが、だれでも通園できるようにするということは出ていません。

子ども家庭庁発足直前の3月31日「第6回」子ども政策の強化に関する関係省庁会議」の資料13頁で初めて「子ども誰でも通園」が掲載され、4月7日の内閣官房全世代型社会保障構築本部管轄の「子ども未来戦略会議」で提案された「子ども・子育て政策の強化について試案」本文と説明資料に「子ども誰でも通園制度」が掲載されています。こうした経過から、この制度が官僚

機構において「全世代型社会保障」政策としてクロースアップされたのではと推測できます。ということは親子のためではなく、政府が介護保険制度や障害者自立支援法で進めてきた、利用契約・応益負担・日額制の仕組みを、子ども施策において進めるうえで「布石」なのではないかと勘繰らざるを得ないのです。ちなみに先の「試案」提示直前の3月28日の「第5回関係省庁会議」では有識者ヒヤリングとして鎌田實医師が「子ども保険などの構想も遡上に乗せるべき」と提示しており、思わず「できレースかあ」とため息が出ました。

2 「子ども誰でも通園制度」では親子を護ることはできない

「子ども誰でも通園制度」では、新たな給付制の仕組みを導入するということですが、制度設計はさまざまなものと言わざるをえません。特に保護者がアプリで空きを探して利用する「自由利用型」は、子どもの人権を考えているとは到底思えません。子ども家庭審議会が確認報告している「幼児期までの子どもへの育ちに係る基本的なビジョン」答申2頁にあるように「全ての乳幼児のウェルビーイングの向上を」目指す

のであれば、今現在において幸せを感じうる生活の保障が必須のはずです。まったく知らないところで知らない人にいきなり預けられる子どもは、不安に襲われ泣きわめくであろうことが想像できます。人見知りの始まっている6か月児も、後追いの激しい1歳児も、環境変化に過敏な2歳児も、保育所は入所にあたっていいえいな「慣らし」期間をもうけて保育しています。入所前に「親子通園期間」を設けて、子どもも保護者も保育所の環境に慣れていくことを援助している保育所もあります。一時保育事業においても保育士は初めての利用児を抱き留め、少しでも安心して過ごせるようにと工夫を重ねていますし、こうした工夫を継続することで、やがて子どもが安心してできるようになり、周りに関心を向けられるようになっていきます。より支援を必要とする子どものための児童発達支援において、親子通園を重視してきたのも、親子がより安心して新たな環境に入っていくことを応援するためです。

18か月児健診後の発達相談に取り組んで51年になりますが、そこでの相談実態からすると本当に「誰のための制度なのか」と思います。

共働きなのに保育料を払いたくないからと労働時間をずらして子どもを保育園に入れずに育てている家庭、子どもが子育て支援センター等の大きな集団を嫌がるということもあり保護者もともに引きこもっていて、次年度の就園への取り組みができないでいる家庭等、保健師が家庭訪問を繰り返し、なんとか保健センターの相談に繋がっている家庭があるのが実状です。保健師を信頼して相談に来てくれない、次の場にはなかなか行けない保護者と付き合っている立場からすれば、もっと丁寧な保護者支援の制度設計が求められます。多くの家庭は一時預かり事業の対象拡大や子育て支援拠点の増設で対応可能なのだと思いますが。

3 求められているのは

親子が笑顔になりうる取り組み

保護者が安心して子育てに取り組みためには、家庭訪問してくれる保健師との信頼関係を通して、保護者仲間や子どもの笑顔と出会える「親子教室」を利用し、わが子が喜ぶ姿を通して保育士や心理師を信頼し、必要な場合には通い慣れた「親子教室」に栄養士をはじめ理学療法士などの専門家が来てく

れ、「しんどい時は助けてもらえばよい」こと、そしてそうした「教室」が無償で利用できることが重要です。だから子ども家庭センターを設置するのだと思いますが、「子ども誰でも通園制度」の中では子ども家庭センターの位置づけは低いままで児童福祉法を改正した意味がまったく見えません。

私はゼロ歳児の親子には新刊『3歳までの親子支援と保育・療育』で紹介した、鹿児島県伊佐市のような、生後1か月から通うことのできる、楽しい無償の「親子教室」が必要だと考えていますし、「誰でも通園制度」の議論でも「親子通園」の位置づけを提起している委員もいます。月10時間の親子分離保育では、保育士との安定した関係を築くことは保育士にも、子どもにも難しいことです。楽しく通うことで親子がともに笑顔になりうる「親子教室」から保育所等への「親子通園」というステップが、無償ですべての親子に保障される制度が実現することを願っています。そして、よりいていねいで密度の濃い取り組みを必要とする親子のために、児童発達支援センターが子ども家庭センターと連携し、ゼロ歳児からの通園を可能とすることが、「健やか親子

21、第二次」の虐待防止のためにも、「育てにくい子」への支援にとっても基本となると考えています。

新刊案内！

3歳までの 親子支援と 保育・療育

「子ども家庭センター」のあり方をさぐる

編著 近藤直子・全国発達支援通園事業連絡協議会

子ども家庭庁への移管、児童福祉法改正において、特に障害のある子や育てにくい子が虐待に遭いやすい時期として注目される、0歳時期からの子育て支援と、就労家庭の増加にともなう児童発達支援の役割。保育者、発達相談員、保健師らが連携した、各地の取り組みを紹介します。コラムには親ごさんの声も収録。

定価 1,980 円



クリエイツかもがわ
CREATES KAMOGAWA

〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21
TEL.075-661-5741 FAX.075-693-6605

info@creates-k.co.jp
https://www.create-k.co.jp

子どもの発達と子育てを支える 療育ネットワーク結成

京都 パーチェ梅小路 坪倉 吉隆

◎「保護者の責任にさせない

京都市では、療育に通う場合、児童福祉センターの発達相談所が窓口になり、そこで発達検査を受けて、発達相談所のケースワーカーが、療育の紹介など利用調整を行い、事業所を紹介するというシステムが続いてきました。これを京都方式と呼んでおり、ケースワーカーは、基本的には京都方式に入っている事業所を保護者に紹介していました。

しかし、全国展開する企業などの療育事業所の参入により、京都方式に入らない事業所が増えたことで、平等性が保てなくなったこと理由に、今年の6月で京都方式が終了することになりました。

そこで、京都市内の児童発達支援センター・児童発達支援事業所で乳幼児期の療育に取り組んでいるメンバーが、12月23日、京都方式終了後の療育の仕組みがどうなっていくのが不安で、声をかけあつて集まりを持ちました。

態が浮き彫りになりました。保護者が事業所を紹介された後、以前は希望する事業所をケースワーカーに伝えて、通えることが決まれば、ケースワーカーから保護者に連絡がいき、契約する流れでした。しかし、変更後は自分で事業所と契約までしなければならなかったため、空いている事業所を探したり、子どもに合った療育を探すために何か所も見学に行かれる保護者も増えました。情報が少ない中「療育ってなに?」「どこを選んだらいいかわからない」と悩まれている保護者も多くなりました。

育てにくい子どもの子育てをしながら療育を利用したいと思う保護者にとつても、まだまだ療育に通うことに戸惑いを感じている保護者にも、これまで以上に保護者の責任が大きくなっていることも分かります。

また、行政と事業所の関係が希薄になつている事、事業所間の連携、情報の共有や療育の質の向上を目指す必要性を痛感したため、『子どもの発達と子育てを支える療育ネットワーク』

ーク』を結成することになりました。その第一回目の結成の集いを12月22日(金)に行いました。療育事業所だけでなく、保育園や幼稚園、小学校など130名を超える参加がありました。国の情勢について立命館大学産業社会学部教授(厚生労働省障害児支援に関する検討会元座長)の田村和宏氏に話をしていただき、その後、行政からことも家庭支援課より、京都市の療育の現状について伝えてもらいました。シンポジウムでは、児童発達支援センター、児童発達支援事業、保育園連盟から現場の実態を話していただき、問題点を共有しました。

◎納得して通える場所を

フロアからの発言では、「療育が必要と言われたが、発達検査で待機をさせられ、療育の空きが出るまでさらに待たされて、つながるのが遅くなつてしまった」という保護者からの思いも出されました。参加者の感想では「療育に見学に来られた時、誰に何を聞いていいかわからない。と悩まれている保護者と出会うことが多い。相談支援員の専門性が大事だと思います」。保育園からは「療育が必要」と言われた保護者はかなり不安を感じており、「すぐに入れる

ところ。」「仕事しながらでも通いやすいところ。」を選ばれることが多いです。まずは保護者の心のケア、相談、本当に納得して通えるところにつながるようなサポートが必要だと思います」といった意見もいただきました。

児童発達支援事業所からは「横のつながりが強くなると嬉しい」と思い参加させていただきました。少しでも、子どもや保護者の不安な時期を短くしてあげたいと思つています」といった期待の言葉もありました。

*

子どもにかかわる関係機関がつながりあい、京都市の療育につながるシステムや、療育の質を行政と一緒に考え合い、親子を支えるネットワークにしていきたいと強く思います。



大阪の保育・療育の関係者で手をつなごう！

今、子どもをめぐる情勢が大きく動いています。大阪府下では、児童発達支援センターの指定管理者委託が各地で進んだり、公立の保育所・幼稚園が少なくなってきたり、公的に守られてきたものが崩れてきています。「療育」を謳う事業所も増えており、1歳半健診後には市が行う親子教室ではなく民間事業所を利用するケースもあり、子どもたちの発達を保障し、安心して子育てをすることを自治体として応援するための母子保健・療育システムでは包括できない状況が出ています。

私たちは、どんなに厳しい情勢のなかでも、発達を保障するという理念のもと、情勢を交流しながら、課題を共有し合い、子どもと保護者のねがい、事実学び合ってきました。しかし最近では、直接的なつながりがなくなってきたり、そこにコロナ禍も追い打ちとなり、集まる機会がもてないでいました。昨年12月10日、今までつながってきた仲間を中心にしながらも、今後世代が移っていても10年後も手をつなげるように、ということで大阪府下の療育・保育関係者に声をかけて集まりました。

大阪府下の8つの市（大阪市、大東市、枚方市、寝屋川市、堺市、高石市、岸和田市、貝塚市）で療育に関わっている人たちが23人でそれぞれの場の現状と課題などを交流しました。ほとんどの人が児童発達支援センターが主な職場ですが、それぞれ市の人口規模も違いますし、運営形態も、完全な公立公営施設もあれば、指定管理者制度が導入されている公立民営施設、NPO法人による民間施設と様々です。他市の状況を聴いて、各々が驚きあうことも多かったのですが、以下のように共通する課題もありました。

① 医療型の児童発達支援センターと福祉型の児童発達支援センターが併設された施設では、2024年の児童福祉法の改正によるセンターの一元化によって、医療型のセンターの親子通園を減らし、単独通園を増やしていく。その際職員配置をどうしていくのかというのが悩みである。また、医療型のセンターに設置が必須となっていた診療所機能を今後どうしていくのかという課題がある。

② 子どもが乳児のうちから就労する母親が増え、親子療育に通いにくくなっている。保護者が集団や遊び、生活の中で我が子の育ちを確かめる機会がない。

③ 肢体不自由児の場合、医療機関から療育機関ではなく訪問リハビリをまず紹介されるケースが多く、子どもが集団の中ではぐくまれる対人関係の育ちが弱い。親も親同士の関係ができにくい。

④ 個別の訓練的な内容に特化した民間の児童発達支援事業所の人氣が高く、これまで児童発達支援センターで大事にしていた毎日の生活、遊びを基本とした療育の良さが保護者に理解されにくい。

このように課題を出し合うとその大きさに気持ちもへこみそうになりますが、私たちには、これまで積み

上げてきた「実践」という武器があります。交流会の初めに、寝屋川市のあかつき・ひばり園の安藤さんより自閉症のA君の実践報告があり、時間をかけて好きな遊びや安心できる生活を保障していく中で、子どもが自分の思いを表現できるようになり、保護者も我が子への理解と信頼が深まっていく過程を再認識しました。

最後に大阪市の島田さんから、これまで学んできた「生活、遊び、集団」の大切さに確信を持ち、回数は少なくとも工夫して親子療育の時間を作り、保護者が我が子を理解できるように療育者として頑張ろうという趣旨の発言があり、改めて、これまでの自分たちの実践の基本に立ち返ることの大切さを感じました。

（堺 高橋 真保子）

いまこそ実践で
つながろう！！

発達保障をめざす 保育実践・療育実践交流集会

2024年

2月25日（日）

13:00～16:30

zoom ミーティングによるオンライン集会

◆集会のねらい

保育園やこども園などの子どもの施設、専門施設といわれる児童発達支援や放課後等デイサービスなど場の違いをこえて、障害があること明らかな子どもや発達に気になる子どもへの実践を交流しましょう。

子どもと保護者のねがいを理解することは簡単ではありませんが、講演と、報告・討論をつうじて学びあえる時間としたいと思います。

ひとたび政策に目を向ければ、保育実践、療育実践をしぼるような動向も厳しさを増しています。子どもの生活を守り、発達を保障する実践をめざして手を取りあえるよう、ご参加をお待ちしています。

【参加方法】 定員 300 名

- 下のQRコードもしくはURLにアクセス、必要事項を記入してください。
- 折り返し届く受付完了のメールで参加費の送金先をご案内します。
- 参加費 2,000 円（1人あたり）を指定の口座に送金してください。

* 2月21日以降に参加のためのURLと資料を送ります。

申し込み期間

12月1日（金）～2月20日（火）



申込フォームへ

<https://form.run/@2024-0225>



全体会 13:00～14:20

講演 仲間のなかで育つ子どもたち

西川由紀子さん（京都華頂大学）70分を予定

分科会 14:30～16:30（いずれかを選択）

保育園などと、療育の場、保育所巡回のテーマに分かれて、事例や実践の報告を聞き、討論します

分科会 1 保育園などの実践

みなさんの園では、発達上に課題がある子どもの保育はどのようにすすめていますか。加配の保育者がどんな役割を果たすか、それぞれ園で工夫しています。子どもを理解し、活動、生活をつくるために、報告から学び話し合しましょう。

分科会 2 児童発達支援の実践

保護者はどんな気持ちで児童発達支援の扉をたたくのでしょうか。「わが子のこころを何とかしてほしい」という言葉の内側にあるほんとうのねがいを、子どもの理解を共有しながらさぐっていききたいですね。そんな話し合いができればと思います。

分科会 3 保育園などと児童発達支援の共同

保育園などで育つ子どもと実践を支えるための外部からの支援が注目されています。以前から自治体で工夫してきた仕組み、国の制度とさまざまですが、訪問する人と訪問される園が、共同するためにどんな話し合いが必要なのでしょう。今回は訪問する立場の実践から報告いただく予定です。

主催 NPO法人 発達保障研究センター

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 全障研気付

問い合わせ npocenter@nginet.or.jp

電話 080-4332-2601（平日 9 時～17 時）

ひろげよう

『みんなのねがい』

「仲間がいっぱいひろしまの療育」

みんなのねがいセミナー2023

『みんなのねがい』連載の乳幼児サークルのみなさんの報告から学ぶ企画。白石正久さん、白石恵理子さんの連載「発達のなかの煌めき」ともコラボ。療育・保育関係の方はもちろん、発達保障を大切にしたい実践、運動についてライフステージをこえて学び合いましょう。

■日時：2月4日（日）13:30～16:30（参加費無料）

会場（広島市総合福祉センター） zoom 配信あり

このイベントも注目！ 詳しくは全障研ホームページ

